令和８年度第３回鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会開催結果
（概要版）

１　開催日時・場所

令和８年 11 月 12 日（木）午前９時 30 分～午前 11 時 09 分まで
県庁６階大会議室（対面とオンラインによるハイブリッド方式）

２　出席委員

花月委員、上塘委員、口羽委員、久留須委員、鶴田委員、永里委員、
農中委員（オンライン）、疋田委員、藤原委員、柳園委員、山喜委員（計 11 人）

３　公開等

(1) 公開・非公開の別　　公開
(2) 傍聴者数　　１人
(3) マスコミ　　４社（KTS、KYT、MBC、南日本新聞社）

５　議事

⑴　性的マイノリティの方への意見聴取
⑵　「性の多様性等に関する県民意識調査」報告書（案）について
⑶　鹿児島県パートナーシップ制度（仮称）骨子（案）について
⑷　パートナーシップ制度導入検討に係る今後のスケジュール（案）について
⑸　その他

６　主な意見等（要旨）

⑴　性的マイノリティの方への意見聴取

- 長年連れ添うパートナーとの関係において、介護休暇や忌引休暇などの制度利用、将来の生活保障などに関する不安がある。また、制度によって将来への安心感や見通しが得られることを期待している。
- 偏見や差別、カミングアウトによる職場での不利益への不安を抱えてきた。また、制度については同性カップルだけでなくファミリーシップや事実婚も視野に入れた方が良い。法的効力はないものの、性的マイノリティの存在を行政が公的に認める意義は大きい。

- 災害時については、パートナーの安否確認ができないことへの不安や、避難所での偏見・排除、性暴力への懸念、トランスジェンダー当事者のトイレ利用やホルモン治療継続の困難などの課題がある。

- 性的マイノリティの児童生徒は、周囲に自分を打ち明けられるか常に様子を見ながら生活している。学校現場では、教師や友人の何気ない言動によって相談しづらさが生じるので、「見えないからいない」ではなく、「身近にいるかもしれない」という意識を育むことが重要。

- LGBTQ の若者は自殺念慮や自殺未遂の割合が、LGBTQでない若者と比較して高いとの調査結果があり、安心して相談できる環境づくりが重要である。また、県のパートナーシップ制度は当事者の子どもたちに自身の存在を認めるメッセージとなる。

⑵　「性の多様性等に関する県民意識調査」報告書（案）について

- 自由意見の中で制度に否定的な意見は感触としてどれくらいあるのか。

  →（事務局回答）それほど多くなかった。

⑶　鹿児島県パートナーシップ制度（仮称）骨子（案）について

- 異性間事実婚を対象に含めなかった理由と、今後の検討可能性について

  →（事務局回答）制度の目的が婚姻制度を利用できない性的マイノリティの支援にあること、県内市町の既存制度との整合性や自治体間連携を重視したことから、現時点では対象を性的マイノリティに限定している。また、将来的な制度見直しの可能性は否定しないものの、現段階で事実婚を追加する予定はない。

- 併せて届出が可能な三親等内親族の年齢制限の有無について

  →（事務局回答）年齢制限は設けていない。

- 事実婚を対象に含めることで、性的マイノリティのみの問題ではなく社会全体の課題として捉えられ、当事者への特別視の軽減や理解促進につながるのではないか。

- 県議会で、骨子案作成に当たり新潟県や長崎県を参考にしたと聞いたがそうか。また、事実婚を対象としている自治体の事例を検討したのか。

  →（事務局回答）新潟県や長崎県を参考としたほか、既に制度を導入している 30 都府県の事例を幅広く調査した。また、愛知県や名古屋市など事実婚を対象としている自治体も調査・検討したが、事実婚の定義の検討に時間を要することなどから、性的マイノリティを対象とする制度設計とした。

- 事実婚については、認知や親子関係などの課題があり、簡単に一括して整理できる問題ではない。

- 事実婚は対象範囲や論点が広く、検討に時間を要するため、まずは性的マイノリティ当事者の生きづらさの軽減を目的とした制度導入を優先すべきであり、当事者への行政サービス提供を早期に実現することが重要である。

- 性的マイノリティのカップルについては、事実婚状態かどうかの判断を求めていない一方で、異性間事実婚についてのみ、なぜ認定基準の整理を課題としているのか。

→（事務局回答）本人申告による確認方法の問題だけで事実婚を除外しているわけではなく、導入済みの県内自治体の制度との整合性や未導入の自治体を含めた連携上の課題も考慮している。

- 性的マイノリティ向け制度の早期導入は実現すべきだと考えるが、性的マイノリティと異性間事実婚当事者との間に分断を生じさせないためにも、将来的には事実婚も対象に含める方向で検討してほしい。

- 同性カップルは法制度の未整備による困難を抱えているため、まずは性的マイノリティ当事者を対象とした制度を早期に整備すべきである。性的マイノリティの方からの相談対応時に案内できる制度が整備されることは意義がある。

- 制度名称では「宣誓」の表現を外しながら、手続きの流れには「宣誓」という表現が残っているのはなぜか。

→（事務局回答）「宣誓」の文言は本人確認や書類提出を指すものであり、実際の宣誓行為は想定していないが、文言の必要性については検討する。

- 制度内容が実質的にファミリーシップ制度であることをより明確に表記できないか。

→（事務局回答）ファミリーシップについては、制度内容としては採用しているが、まずは性的マイノリティ向け制度であることを分かりやすく示すため「パートナーシップ制度」の名称としている。

- 制度名称に加える必要はないものの、少なくとも説明文中でファミリーシップ制度であることが県民に伝わりやすくなるよう工夫を求める。

- 県外自治体との連携の考え方や、市町村制度との二重届出の必要があるのか。

→（事務局回答）県と市町村双方への届出が必要にならないよう、市町村と調整を進める予定である。

※（会長まとめ）

今回の骨子案については、本審議会での様々な意見や、今後予定されるパブリックコメント、県議会での議論も踏まえ、県において総合的に判断していただくことになる。

⑷　パートナーシップ制度導入検討に係る今後のスケジュール（案）について

- 特になし

⑸　その他

- 特になし